

令和2年12月17日

宗像市議会
議長 神谷 建一 様

建設産業常任委員会
委員長 末吉 孝

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第94号議案 宗像市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について

東郷駅日の里口第1自転車等駐車場をはじめ4つの自転車等駐車場に指定管理者制度を導入すること及び赤間駅南口第2自転車等駐車場の開場時間を変更することに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は、次のとおり。

- 1 今回、指定管理者制度の導入を予定している施設は、東郷駅周辺にある4つの自転車等駐車場である。施設整備が完了して1年以上が経過し、収入と管理に伴う費用の整理ができたため、直営の管理から指定管理者による管理に移行する。導入は、令和4年4月を予定している。
- 2 令和3年4月から、赤間駅南口第2自転車等駐車場の開場時間を午前0時から午後12時までに変更する。これにより市内全ての市営自転車等駐車場が24時間体制となる。また、開場時間の変更に伴う運営費への影響はない。

【意見】

(賛成意見)

- ・指定管理者制度導入に当たっては、利用状況やサービス、保守等を総合的に判断し、人員体制を含め指定管理業務の内容については、しっかり検討してほしい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第95号議案 宗像市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について

東郷駅日の里口自動車駐車場に指定管理者制度を導入することに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は、次のとおり。

指定管理者制度導入に当たっては、第94号議案での東郷駅周辺の自転車等駐車場4施設と合わせ、5施設を一括して公募する予定である。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第96号議案 福岡県大島港大島海洋体験施設の指定管理者の指定について

福岡県大島港大島海洋体験施設の指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は、次のとおり。

1 指定管理者について

施設の名称 福岡県大島港大島海洋体験施設

団体の名称等 株式会社むなかた大島

代表取締役 山口 國一

宗像市大島1809番地8

指定の期間 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

2 株式会社むなかた大島は、既に10年近い実績があり、島内事情に精通、また釣り業界をはじめとした全国的なアウトドア事業者とのつながりや情報も持ち合わせており、今後も大島の地域活性化に寄与できると判断し、第5期も引き続き非公募により指定するものである。

3 第5期では、従業員確保のための労働条件の改善、島内全体での連携、特産品の開発、情報発信等の強化を行い、利用者の増加につなげる計画である。

4 指定管理期間（4年間）分の指定管理料は、合計で3,960万円を上限とする。

【意見】

（賛成意見）

- ・情報発信の強化や日本釣振興会など関係団体との連携によるイベント企画の充実等により、利用者拡大につなげてほしい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第97号議案 宗像市正助ふるさと村の指定管理者の指定について

宗像市正助ふるさと村の指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は、次のとおり。

- 1 指定管理者について
施設の名称 宗像市正助ふるさと村
団体の名称等 株式会社正助ふるさと村
代表取締役 矢原^{やはら} 吉房^{よしふさ}
宗像市武丸199番地
指定の期間 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで
- 2 第5期の指定に当たって、正助ふるさと村将来計画に基づく指定管理業務の見直しを行った結果、もやいの家の貸館業務やイベントの実施等を廃止し、農を基軸とした農業体験及び市民農園の管理・運営業務に集約することとする。
- 3 指定管理業務以外にも、正助ふるさと村の自主事業として、稲作を中心とした農業経営の拡大を図るほか、若手農業者の育成や農福連携事業など新しい農業にも積極的に取り組むこととしており、市としても、可能な限り支援していく。
- 4 指定管理期間（4年間）分の指定管理料は、合計で1億3,200万円を上限とする。指定管理業務の見直しに伴い、第4期より4,760万円減少している。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第98号議案 宗像市農産物直販施設の指定管理者の指定について

宗像市農産物直販施設の指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は、次のとおり。

- 1 指定管理者について
施設の名称 宗像市農産物直販施設
団体の名称等 とれとれプラザかこの里利用組合
組合長 山田^{やまだ} 堅^{かたし}
宗像市原町153番地1
指定の期間 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで
- 2 かこの里利用組合は、これまでも農業者の生産力向上、経営安定化を実現してきており、農業振興や地域活性化の役割を果たしている。また、充実した品ぞろえと消費者サービスの向上により、年間3億3千万円程度の販売額を維持していることも評価できることから、引き続き非公募により指定するものである。
- 3 当該施設については、施設の利用料金を指定管理者の収入とし、管理経費へ充当することを認めていることから、市は管理業務に要する経費を指定管理者に支払っていない。
- 4 令和2年3月期のかこの里利用組合の決算では、約5,500万円の繰越金が出ている。宗像市公の施設に係る指定管理者選定委員会では、繰越金について地域及び組合員への還元を期待する意見が出されており、市としても、今後は栽培技術講習会の開催など若手生産者の増加につながるような繰越金の活用方法について、提案していく。

【意見】

(賛成意見)

- ・指定管理料なしで、地域住民との共存共栄による地産地消の施設を運営していることに敬意を表する。今後も農業の発展及び地域振興のために頑張ってもらいたい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 99 号議案 新たに生じた土地の確認について**第 100 号議案 新たに生じた土地の確認に伴う字の区域の変更について**

この 2 議案は、本市区域内に新たに生じた土地の確認及びそれに伴う字の区域の変更について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。関連があるため、一括して審査を行った。

【審査内容】

明らかになった主な事項は、次のとおり。

- 1 宗像市が管理する鐘崎漁港において、数十年にわたり公有水面の埋立てを行ってきたが、今年度全ての埋立てが完了し、福岡県の竣工認可が下りたことから、新たに生じた土地の確認及びそれに伴う字の区域の変更について、議会の議決を求めるものである。
- 2 新たに生じた土地の面積は、2 万 8 9 2 . 5 7 平方メートルであり、字は、鐘崎及び上八の区域となる。

〔第 99 号議案〕**【審査結果】**

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

〔第 100 号議案〕**【審査結果】**

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。